

障害者福祉施設事業所 御中

鎌倉市 健康福祉部 障害福祉課長

京浜急行バスにおける精神手帳所持者向け運賃の減免措置に伴う
通所交通費支給額の取り扱いについて(通知)

日頃から、本市の障害福祉の取組に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて標記の件について、京浜急行バス株式会社(以下、「京急バス」という。)の運行経路において、神奈川県発行の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、川崎市内・横浜市内を除く神奈川県内の路線バスを利用した場合、所定の運賃から5割引となる旨の案内がありました。

本市といたしましても、この趣旨に鑑み、現在支給している通所交通費について、次のとおり取り扱ってまいりますので、各事業所におかれましては、利用者への周知等について、御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。

(1) 現在登録されている京急バスの通所交通費支給額について

令和6年(2024年)1月1日から、精神障害者保健福祉手帳所持者の方は5割引の金額とします。

※令和5年(2023年)12月末までに、当該経路利用者には、個別に決定通知書を送付予定です。

※事業者向けには、令和6年(2024年)1月中旬ごろに、今回の対象となった方の一覧表を送付予定です。

(2) 新たに通所交通費の認定を受けようとする方の京急バスの通所交通費支給額について

認定時点から、精神障害者保健福祉手帳所持者の方は5割引の金額とします。

※認定に際しては、これまでどおり、通所交通費支給申請書の申請が必要となります。

上記の内容について御不明点等あれば、下記事務担当へ御連絡ください。

なお、精神障害者保健福祉手帳の運賃減免については、最寄りの京急バス営業所等に御確認ください。

【事務担当】

障害福祉担当 岩田、菊西

TEL : 0467-61-3975

FAX : 0467-25-1443